

議案第 4 7 号

日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正について

日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

日野町長 堀 田 淳 一

日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

公職選挙法施行令の一部改正に基づき所要の改正を行う。

2 改正内容

○選挙運動用ビラ作成の公費負担の改正（単価の引き上げ）

- ・公費負担の単価を65銭引き上げ

○選挙運動用ポスター作成の公費負担の改正（限度額の引き上げ）

- ・公費負担の限度額を100円引き上げ

3 附則

公布の日から施行する。

（参考）

1 ビラ作成公費負担

区分	改正単価	現行単価
1枚当たり	<u>8円38銭</u>	<u>7円73銭</u>

2 ポスター作成公費負担

区分	改正単価	現行単価
1枚当たり	<u>1,300円</u>	<u>1,200円</u>

日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年日野町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(選挙運動用ビラの作成の公費負担) 第7条 略 2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。 (選挙運動用ビラの作成の公費の支払) 第9条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、1円に切り上げる。)を、第3条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。	(選挙運動用ビラの作成の公費負担) 第7条 略 2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。 (選挙運動用ビラの作成の公費の支払) 第9条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、1円に切り上げる。)を、第3条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(掲示場用ポスターの作成の公費の支払)

第12条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が1,300円を超える場合には、1,300円)に当該掲示場用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第3条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスターの作成業者に対し支払う。

(掲示場用ポスターの作成の公費の支払)

第12条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が1,200円を超える場合には、1,200円)に当該掲示場用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第3条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスターの作成業者に対し支払う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。